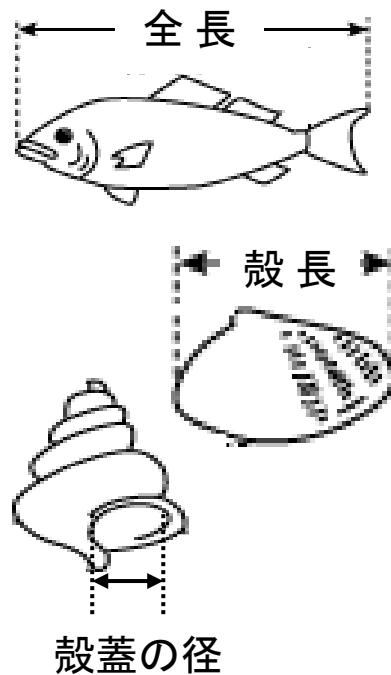


✕ 採捕することができないサイズ

うなぎ	全長 20cm以下
ぶり（もじゃこ）	全長 15cm以下
あわび	殻長 9cm以下
さざえ	殻長の径 2.5cm以下
たいらぎ	殻長 20cm以下
みるくい	殻長 10cm以下
まだこ	体重 100g以下

※サイズ・期間を問わず、遊漁により、特定水産動植物（あわび、なまこ）を採捕することはできません



✕ 採捕することができない期間

まだい (全長12cm以下のもの)	7月1日 から 9月30日 まで
ぼら (全長20cm以下のもの)	4月1日 から 8月31日 まで (淡路島沿海は 4月1日から12月31日まで)
あゆ	1月1日 から 5月25日 まで
いたぼがき	4月1日 から 10月31日 まで
うちむらさき	6月1日 から 10月31日 まで
たいらぎ (殻長20cmを超えるのもの)	6月1日 から 10月31日 まで
みるくい (殻長10cmを超えるのもの)	6月1日 から 10月31日 まで
なまこ	5月1日 から 10月31日 まで

※サイズ・期間を問わず、遊漁により、特定水産動植物（あわび、なまこ）を採捕することはできません

◇地域の自主的な取決め(ルール)がある漁場では、そのルールを守りましょう。

◇漁業の邪魔をしない、漁具に近づかない、ゴミは放置しない等のマナーを守りましょう。

◇安全対策として、ライフジャケットを着用しましょう。



詳しくは、ホームページ「兵庫の海釣り」ルールとマナー
<http://www.hyogo-suigi.jp/Fishing/manners.html> で、ご確認ください。

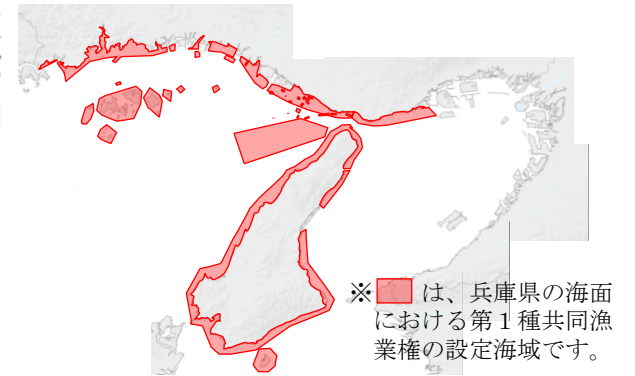
このリーフレットのお問合せは、兵庫県農林水産部水産漁港課 (078-341-7711)

兵庫県の海面で遊漁を行う場合の留意事項

◇漁業調整と資源保護の目的から、漁業法及び兵庫県漁業調整規則等により、遊漁を行う場合、採捕が禁止されている水産動植物・区域・サイズ・期間のほか、漁法の制限があります。

◇特定水産動植物（あわび、なまこ）を採捕することはできません

◇第1種共同漁業権の区域で漁業権の対象となっている水産動植物を採捕することはできません。



✕ 特定水産動植物



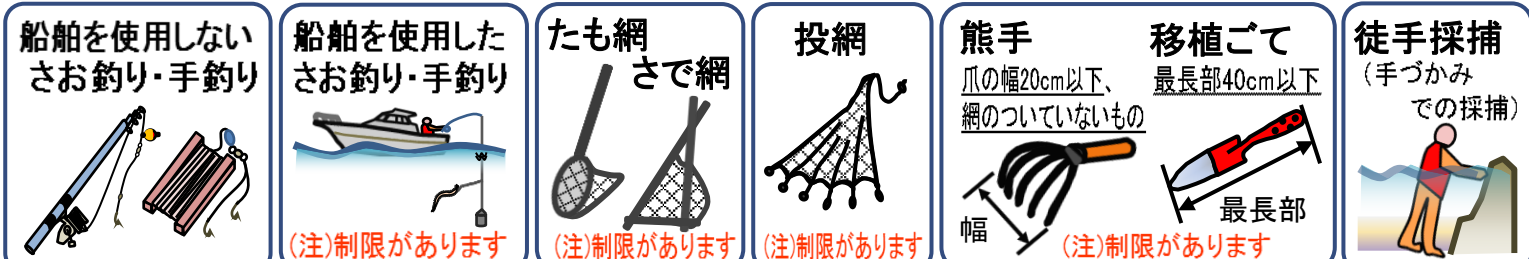
✕ 第1種共同漁業権の対象魚種の例



○ できる漁具・漁法 (記載以外の漁具・漁法は、できません。)

⚠ 第1種共同漁業権の設定海域で、第1種共同漁業権の対象となっている水産動植物を採捕することはできません。

⚠ (注)の表記があるものは、条件により使用できない場合があります。下の『できない漁具・漁法の主な例』を参照ください。



✕ できない漁具・漁法の主な例



など



魚を保護している区域（採捕することができない区域）

- ◇ 兵庫県漁業調整規則等に基づき、水産資源を末永く利用するため、保護・育成の場として魚を保護したり、漁場の秩序を維持するために保護区域を設定しており、これらの区域内で、水産動植物を採捕することは一切できません。
- ◇ なお、これらの区域内で水産動植物を採捕した場合、漁業関係法令に基づく罰則の適用対象となります。

【 魚を保護している区域の種類 】

保護水面（赤色の点で示した箇所）・・・兵庫県漁業調整規則第32条に基づく採捕禁止区域

稚魚育成場（黄色の点で示した箇所）・・・兵庫県漁業調整規則第33条に基づく採捕禁止区域

海区漁業調整員会指示による採捕禁止区域（紫色の点で示した箇所）・・・漁業法第120条第1項に基づく採捕禁止区域

漁業調整委員会指示による採捕禁止区域

緯度経度：世界測地系

⑤加島地区

男鹿島

北緯 34度39.300分
東経134度35.545分

北緯 34度39.300分
東経134度35.680分

北緯 34度39.183分
東経134度35.293分

北緯 34度38.927分
東経134度35.293分

北緯 34度36.971分
東経134度27.939分

北緯 34度38.752分
東経134度35.422分

北緯 34度38.752分
東経134度35.680分

桂島

北緯 34度36.542分
東経134度27.587分

⑥加島南地区

加島

北緯 34度38.068分
東経134度35.267分

北緯 34度38.068分
東経134度35.413分

北緯 34度37.592分
東経134度35.267分

北緯 34度37.592分
東経134度35.413分

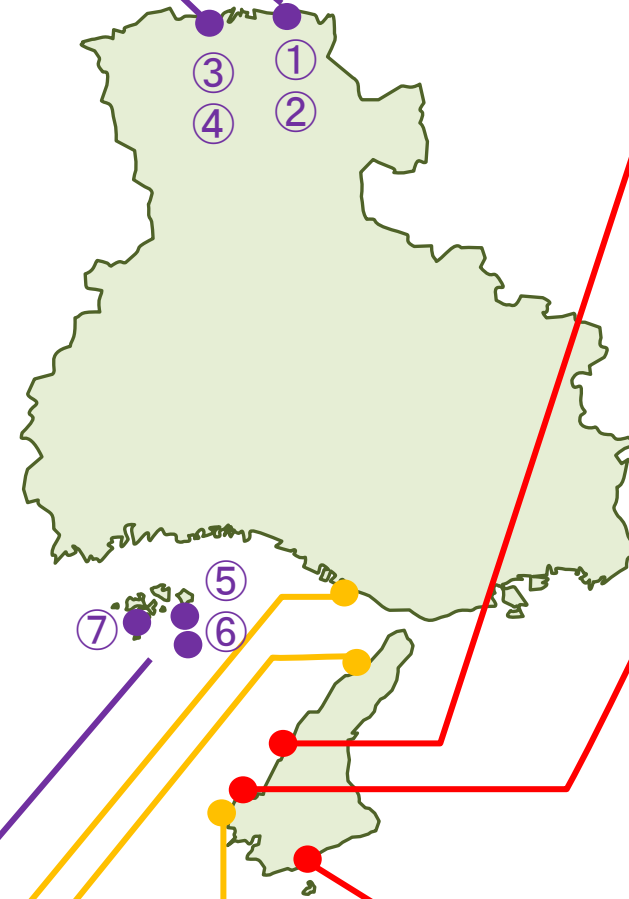
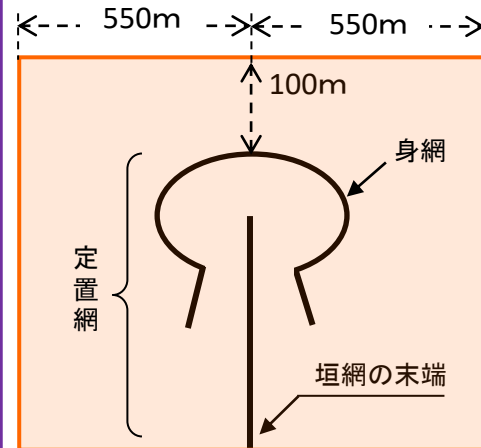
⑦三ツ頭地区

北緯 34度36.823分
東経134度27.587分

北緯 34度36.542分
東経134度27.587分

漁業調整委員会指示による採捕禁止区域（下図のオレンジ色の区域）

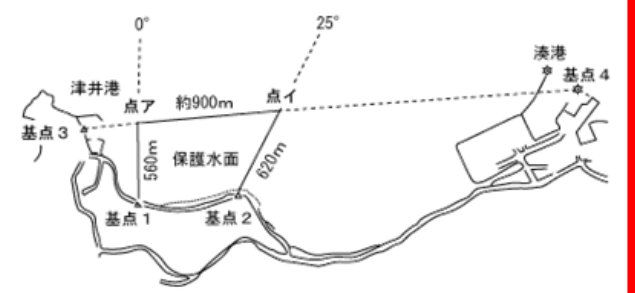
- ① 竹野(田久日)地区
- ② 竹野(宇日)地区
- ③ 香住(鎧)地区
- ④ 香住(余部)地区



五色保護水面



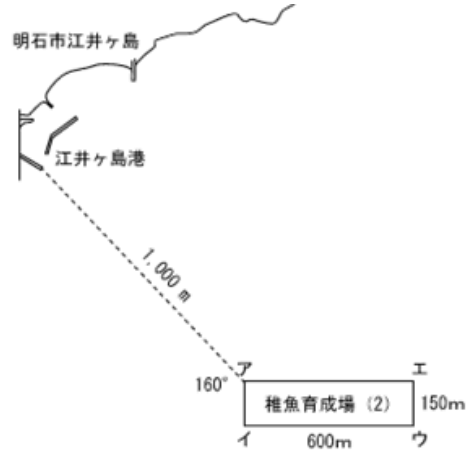
西淡保護水面



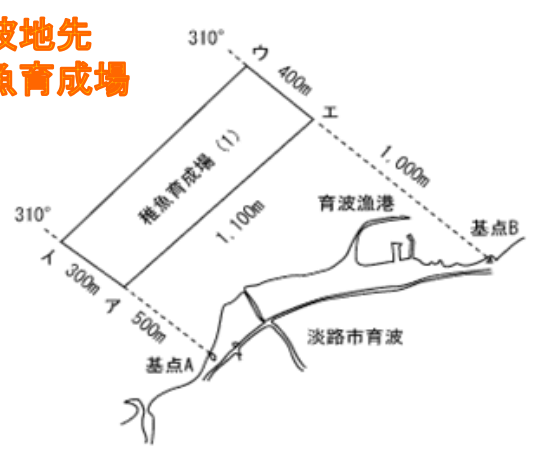
南淡保護水面



江井ヶ島地先 稚魚育成場



青波地先 稚魚育成場



阿那賀志知川地先 稚魚育成場

